

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に準じた手続き開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続きを開始します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和6年2月5日

支出負担行為担当官

北海道開発局留萌開発建設部長 高橋 一浩

1 業務概要

- (1) 業務名 一般国道40号 天塩町 基線橋詳細設計外一連業務
（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
- (2) 業務内容
本業務は、一般国道40号天塩防災事業における基線橋の上部工詳細設計（プレキャストセグメント桁）、函渠延伸設計、仮設構造物設計を行うものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・一般構造物設計（函渠延伸設計） N=1式
 - ・橋梁詳細設計（コンクリート上部工） N=1式
 - ・仮設構造物設計 N=1式
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年12月25日まで
- (4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。
- (5) 本業務は、低入札業務等における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評価に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (6) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (8) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札に参加しようとする者は、下記に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
 - 1) 単体企業
 - ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
 - ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - オ 北海道内に営業拠点（本支店又は営業所等で、技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）があること。
 - 2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
（入札説明書参照）

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10者程度とする。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- 1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

- 2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

- 3) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記ア、イ、ウ、エの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力

イ 実施方針など

ウ 賃上げの実施表明

エ 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（アに係る評価点）＋（ウに係る評価点）＋
（技術提案評価点）×（エの評価に基づく履行
確実性度）

技術提案評価点＝（イに係る評価点）

- 4) 詳細は入札説明書による。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒077-8501 北海道留萌市寿町1丁目68番地

北海道開発局留萌開発建設部契約課 上席契約専門官（入札（業務））

電話：0164-42-2367

メールアドレス hkd-rm-rumoi-den@gxb.mlit.go.jp

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
入札説明書は、令和6年2月5日(月)から令和6年4月10日(水)までのうち、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(ただし、最終日は13時00分まで。)、電子入札システムにより交付する。
ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書を提出できる者の範囲
参加表明書を提出する時において、上記2(1)イに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けている単体企業とする。
- (4) 参加表明書及び賃上げ表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限： 令和6年2月22日(木)10時00分
ただし、紙入札方式による場合は、同日の10時00分(必着)
提出場所： 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。
- (5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限： 令和6年3月26日(火)10時00分
ただし、紙入札方式による場合は、同日の10時00分(必着)
提出場所： 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により持参、書留郵便又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。
入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは、令和6年4月10日(水)13時00分まで。
持参、郵送又は託送による場合の提出期限は、令和6年4月10日(水)13時00分まで。提出場所は上記(1)に同じ。
開札日時： 令和6年4月17日(水)9時00分

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (7) 技術提案書(履行確実性の審査に必要な部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照)。
- (8) 本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和6年4月17日を予定しているが、予算成立が令和6年4月18日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (9) 詳細は入札説明書による。